

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年9月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2300085 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300010 号

第 1 結論

昭和 56 年*月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 36 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 56 年*月から昭和 57 年 3 月まで

私は、請求期間当時、A 町（現在は、B 市）の実家に住んでいたが、国民年金については加入することが義務と考えていたため、20 歳になり C 出張所で加入手続を行った。請求期間当時は、月に 1 回あった地域の寄り合いで、事前に税金など各家庭に回覧で通知された金額を集金し、代表者が取りまとめて同出張所へ納付しに行っていた。通知された金額には、国民年金の保険料も含まれており、私の保険料についても父親と一緒に寄り合いに持って行ってくれたはずなので、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の父親について、制度開始当初から国民年金に加入しており、国民年金加入期間において保険料の未納もないことから、父親の年金制度への関心は高かったことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 9 年 1 月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できることから、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者の主張どおり、請求期間の保険料を納付するためには、請求期間当時の住所地である A 町において国民年金手帳記号番号が払い出され、かつ、記録管理される必要があるところ、オンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、国民年金受

付処理簿により、請求期間にA町において国民年金手帳記号番号が払い出された者の氏名を確認しても、請求者の氏名はない。

さらに、i) 請求者から提出された、請求期間直後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に交付されたとする年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載はなく、国民年金に係る記載も見受けられないこと、ii) 請求期間に係る保険料を寄り合いに持って行ってくれたとする父親は既に亡くなっており、請求期間当時の状況について確認できないこと、iii) 紙台帳検索システムによると、請求者に係る国民年金被保険者名簿等の国民年金に係る帳票類は索出されないことから、請求期間について、国民年金の加入手続が行われ、保険料が納付された状況をうかがい知ることができない。

加えて、B市は請求者に係る国民年金の記録はない旨回答していることを踏まえると、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であるため、請求期間の保険料を納付することはできない。

このほか、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2300095 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300011 号

第 1 結論

昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 11 月までの請求期間及び昭和 63 年 1 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 38 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 11 月まで
② 昭和 63 年 1 月

私は、昭和 61 年 12 月に仕事を辞めた際に、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の保険料については、納付場所及び納付金額等は具体的に記憶していないが、再就職するまでは、パート勤務をしながら納付していたと思う。請求期間①及び②においては、国民健康保険に加入したため、国民年金についても加入し、その後、納付書が届いて保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者のオンライン記録によると、請求期間①については、共済組合の組合員資格を昭和 61 年 12 月に喪失後、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 62 年 12 月に取得するまでの期間であり、請求期間②については、その後、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 63 年 1 月に喪失後、昭和 63 年 2 月に再度取得するまでの期間であるところ、この厚生年金保険の被保険者記録については、いずれも平成 17 年 6 月に基礎年金番号への統合処理が行われているが、請求期間①及び②については、国民年金に未加入とされている。これに対し、請求者は、昭和 61 年 12 月に仕事を辞めた際に、国民年金の加入手続を A 市役所で行い、再就職するまでは、パート勤務をしながら納付していたとして年金記録の訂正を求めている。

しかしながら、上述のとおり、請求者は、加入手続を A 市役所で行ったと陳述しているものの、納付したとする請求期間①及び②に係る保険料について、納付場所及び納付金額等は具体的に記憶していないと陳述しているほか、再就職する際の国民年金に係る手続等についても覚えていないとしていることから、請求期間①及び②に係る手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の所持する年

金手帳に係る国民年金手帳記号番号については、平成元年 11 月頃に B 市において払い出されていることから、この頃に請求者の加入手続が初めて行われ、その際に、請求者が直近の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成元年 8 月 21 日のみを国民年金被保険者資格の取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、上述のとおり、請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、請求期間①及び②の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間①及び②当時に居住していたとする A 市は、請求期間①及び②に係る国民年金の記録はない旨回答しているほか、請求者が現在居住している B 市の国民年金納付記録においても、オンライン記録と同様、請求者が請求期間①及び②において国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、請求者の主張に沿って、請求期間①及び②の保険料を納付するためには、上述の平成元年 11 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間①及び②の保険料を納付することができなかつたこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の旧姓を踏まえ、氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、平成元年 11 月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。